

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 無償の委任契約や無償の寄託契約では、債務者（受任者・受託者）は、自己の財産におけるのと同一の注意を払えば足りる。
- 02 委任者が死亡した場合には、委任契約は終了する。
- 03 下請負人は、注文者と元請負人の間の特約には拘束されない。
- 04 委任者からある美術品の取得を依頼された受任者が第三者とその購入契約を結ぶ場合には、受任者は、委任者のためにすることを示さなければならない。
- 05 訴訟の委任を受けた弁護士は、本人の意向を尊重すれば勝訴の見込みがない場合、説明や説得をする努力は必要だが、最終的には本人の意向に従わなければならない。
- 06 判例によれば、引渡しも代金支払いもない場合、材料全部を提供して請負人が建築した建物の所有権が注文者に帰属する旨の特約は、認められない。
- 07 債権者が債権の取立てを依頼した場合において、受任者に対し取り立てた債権額の3割を与えると約束したときには、債権者は取立委任を解除することはできない。
- 08 寄託契約において返還時期が定められている場合、寄託者はいつでも寄託物の返還を請求できるが、受寄者は寄託物を返還することはできない。返還時期の定めがない場合には、消費寄託契約の場合を含め、寄託者・受寄者とも、直ちに返還請求や返還を行うことができる。
- 09 判例によれば、AがBから預かった金銭を自己の名前で銀行の定期預金として預け入れた場合、銀行にとってはAの背後にBが居ることは認識困難なので、預金債権者は預け入れ行為をしたAである。
- 10 委任者から事業所用地の取得を依頼された受任者が、自ら買主となってそのための土地を取得する売買契約を締結した場合、受任者は委任者に対して、売主に代金を直ちに支払うよう求めることができる。